

エムウェーブスケートクラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本クラブは、エムウェーブスケートクラブ(略称 M.S.C)と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本クラブの事務所は、長野市北長池 195 番地 長野市オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本クラブは、小中学生・高校生を対象としてスケートの健全なる発展普及を図るとともに、会員の健康・体力の維持増進と、相互親睦を図り、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 長野市オリンピック記念アリーナを中心とした定期的な小中学生・高校生のスケート等のスポーツ活動の実施
- (2) 小中学生・高校生のスケート競技力向上を図るための指導
- (3) 他の機関・団体などが開催する小中学生・高校生の競技会等への参加
- (4) 会員相互の親睦を図るための行事の開催
- (5) 会員の健康・体力の増進を目的に体力テスト、健康診断等の開催
- (6) スポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (7) 長野市スケート協会への加盟及び事業への協力
- (8) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 本クラブの会員は、次の要件を充たす者とする。

- (1) 原則として長野市内に居住する小中学生・高校生及びその保護者
- (2) 第 3 条の目的に賛同する者

(賛助会員)

第 6 条 支援及び援助をしてくれる個人又は、法人企業を理事会の承認を得て賛助会員とする。

第 7 条 会員の種別及び職名は、細則の定めるところによる。

第4章 役員、コーチ委員会及び事務局

(役員)

第8条 本クラブに、次の役員を置く。

2 理事 25名以内とする。

会長 1名、副会長 **5名**、理事長 1名、副理事長 2名、専任コーチ 若干名、
監事 2名、事務局員 3名を含む。

3 会長は、必要と認めたときは副会長のうちから会長代行を指名することができる。

4 役員(専任コーチは除く)は、無報酬とする。

(役員を選任)

第9条 役員(会長を除く)は、理事会で選出し総会の承認を得て決定する。

2 会長は、長野市スケート協会会長とする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事長は、会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

5 理事は、本会の運営にあたる。

6 専任コーチは、スケート技術を指導する

7 監事は、本会の業務及び決算・財産を監査する。

8 事務局長は、事務局を統轄し、会計責任者となる。事務局長は、理事会の決定に従い庶務を処理する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期終了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第12条 役員は、その任期中であっても、本クラブの役員としてふさわしくない行為があったとき又は、特別の事由あるときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。

(特別役員)

第13条 本クラブに次の特別役員を置くことができる。

名誉会長 1名 名誉副会長 若干名 顧問 若干名

- 2 名誉会長は、本クラブの会長歴任者又は、スケート界の功労者の内から理事会で推薦し総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉副会長は、本クラブの副会長歴任者又は、スケート界の功労者の内から理事会で推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問は、本クラブの理事長並びに副理事長歴任者又は、スケート界の功労者の内から、理事会で推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 6 特別役員の任期は、定めない。

(コーチ委員会)

第14条 本クラブの事業遂行のためコーチ委員会を設ける。

- 2 コーチ委員会は、専任コーチをもって組織する。
- 3 職務については、細則で定める。
- 4 会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局長は、コーチ委員会に出席し、意見を述べるることができる。

(事務局)

第15条 本クラブの事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長 1名を置く。
- 3 事務局は、細則に定めるところの業務を遂行する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、正会員及び保護者会員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(総 会)

第17条 総会は、毎年 1回会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数の賛同により決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 総会は、会長が議長となる。
- 4 総会に付議される事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改正及び廃止に関すること
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更に関すること
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
 - (4) 役員を選任及び解任に関すること
 - (5) その他重要な事項

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集する。

2 理事会の議事は、出席者の過半数により決定する。又、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 理事会は、会長が議長となる。

4 理事会に附議される事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 総会に委任された事項
- (3) 総会を招集する暇のない場合の審議事項
- (4) その他、本会の運営に必要な事項

第6章 会計

(経費)

第19条 本クラブの事業遂行に要する経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 入会金、会費、寄付金、賛助会費、補助金、事業収入、その他の収入
- (2) 入会金、会費及び賛助会費については、細則で定める。

(事業計画及び収支予算)

第20条 本クラブの事業計画及びこれを伴う収支予算は、理事会に附議し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第21条 本クラブの事業報告及び収支決算は、毎年会計年度終了後 3ヵ月以内に財産目録とともに監事の監査に付し、その意見を付けて理事会に附議し、総会の議決を受けなければならない。

(会計年度)

第22条 本クラブの会計年度は、毎年 4月1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

第8章 補則

(補則)

第23条 この規約に関する疑義、又は、定めるもののほか必要な事項は、理事会において決定するものとする。

附 則

第24条 本規約は、平成19年8月9日から施行する。(制定)

本規約は、平成24年7月21日から施行する。(改訂)

本規約は、平成26年5月18日から施行する。(改訂)

本規約は、平成27年6月6日から施行する。(改訂)